

(全国薬物乱用対策推進地方本部全国会議)

薬物乱用防止教育の推進について

平成26年9月26日(金)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策閣僚会議

薬物乱用対策推進会議

議長 内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）

副議長 国家公安委員会委員長
法務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

構成員 総務大臣
外務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策閣僚会議に統合、本部から会議となる

庶務

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理。

幹事会

内閣官房	内閣官房副長官補 内閣広報官	外務省	総合外交政策局長
内閣府	政策統括官（共生社会政策担当）	財務省	関税局長
警察庁	生活安全局長 刑事局長	文部科学省	主計局長
消費者庁	刑事局組織犯罪対策部長	厚生労働省	少・若・青少年局長
総務省	次長 大臣官房総括審議官	経済産業省	医薬食品局長
		国土交通省	製造産業局長
		海上保安庁	総合政策局長
			次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部長 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
- ・本部長 国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

推進本部
平成 9年 1月17日閣議決定
平成12年12月26日一部改正
平成17年12月27日一部改正
平成18年 4月28日一部改正
平成19年10月 9日一部改正
推進会議
平成20年12月26日閣議口頭了解

- 平成10年5月
・薬物乱用防止五か年戦略
- 平成15年7月
・薬物乱用防止新五か年戦略
・薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
- 平成20年8月
・第三次薬物乱用防止五か年戦略
- 平成22年7月
・薬物乱用防止戦略加速化プラン
- 平成24年8月
・合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策

薬物乱用防止教育の推進

第四次薬物乱用防止5か年戦略(H25.8 薬物乱用防止推進本部決定)

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

- 薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実
- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 学校と警察等関係機関・団体との連携強化
- 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成と

(4) 広報啓発活動の強化

(5) 関係機関による相談体制の充実

(6) 合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

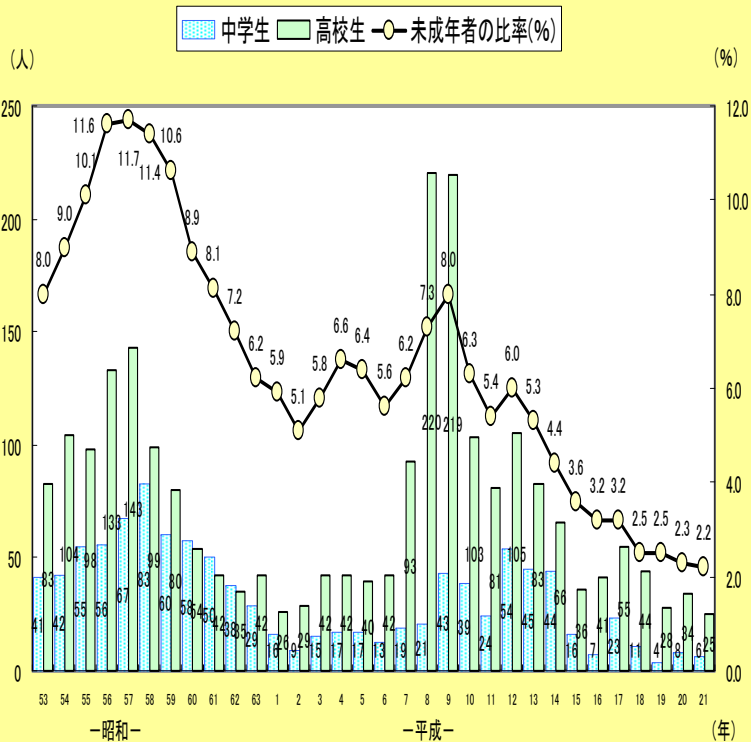
目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

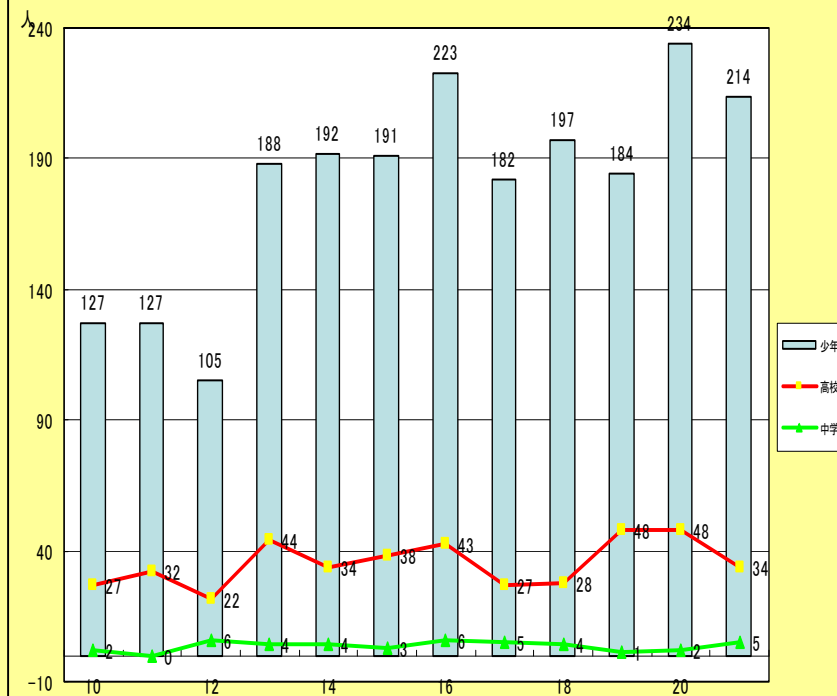
現状

青少年の覚せい剤事犯の検挙者数が減少傾向であるが、依然検挙者が認められる。大麻、MDMA等合成麻薬事犯は、依然高水準で推移。

中・高校生覚せい剤事犯検挙者数及び未成年者の比率



少年の大麻事犯検挙者年次別推移



薬物乱用防止教育に関する文部科学省の取組

1. 教育課程の改善

・小学校、中学校及び高等学校において、薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知。

・平成21年3月に改訂された高等学校指導要領「保健体育」において、麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実。

○小学校学習指導要領(平成20年3月告示)第9節体育

- ・薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
- ・薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。

○中学校学習指導要領(平成20年3月告示)第7節保健体育

- ・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
- ・薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)第6節保健体育

- ・薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。
- ・薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

2. 都道府県教育委員会等に対する指導

第四次薬物乱用防止五か年戦略の策定を受け、薬物乱用防止教育の充実について徹底するよう指導。(平成25年9月、スポーツ・青少年局長通知)

1 児童生徒への薬物乱用防止教育の充実

小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。

2 研修の機会の拡充

薬物乱用の有害性・危険性のみならず、社会環境などによって助長されることがあるため、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

3 「薬物乱用防止教室」の開催

学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても「薬物乱用防止教室」の開催に努めること。

※平成26年7月22日に、いわゆる「脱法ドラッグ」の名称が「危険ドラッグ」に呼称が変更になったことを各都道府県教育委員会等に周知(平成26年7月28日)



4 「薬物乱用防止教室」の開催における関係機関等との連携の充実

薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

なお「薬物乱用防止教室」は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

5 研修内容の充実

都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。

6 警察との連携強化

学校警察連絡協議会等において、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報の提供を受けたり、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行ったりするなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化すること。

7 関係機関・団体等との連携強化

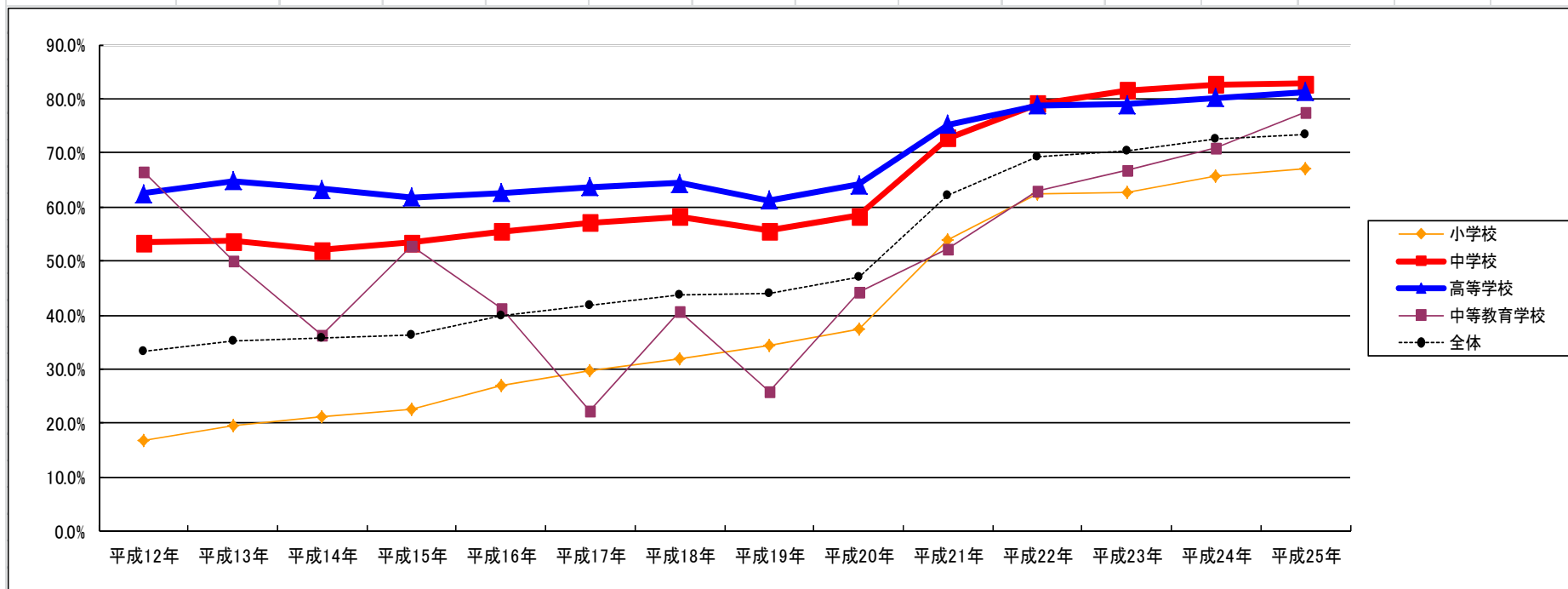
薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ること。

8 大学等における啓発及び指導の徹底

大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。

薬物乱用防止教室

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学校	16.8%	19.5%	21.3%	22.5%	27.1%	29.6%	32.0%	34.5%	37.5%	54.0%	62.3%	62.6%	65.9%	67.1%
中学校	53.5%	53.8%	52.1%	53.4%	55.5%	57.1%	58.3%	55.7%	58.4%	72.8%	79.1%	81.6%	82.7%	82.8%
高等学校	62.5%	64.8%	63.3%	61.8%	62.7%	63.7%	64.4%	61.2%	64.1%	75.3%	78.8%	79.0%	80.2%	81.3%
中等教育学校	66.7%	50.0%	36.3%	52.9%	41.2%	22.2%	40.7%	25.8%	44.4%	52.4%	63.0%	66.7%	70.8%	77.6%
全体	33.4%	35.3%	35.7%	36.4%	39.8%	41.9%	43.8%	44.0%	47.0%	62.2%	69.3%	70.3%	72.6%	73.5%



※平成22年度は、岩手県(公立)、宮城県(私立)、福島県(公・私立)、仙台市 は含まず。

第三次薬物乱用防止5か年戦略(H20.8 薬物乱用防止推進本部決定)

文部科学省関連部分

目標1 青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上

◆ 学校教育等の充実

- ・薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例を収集し、各都道府県等の教育委員会等へ情報を提供するなど、薬物乱用防止教室の実施率の向上に努める。
- ・薬物乱用防止に関する効果的な指導を行うために参考となる教師用の指導教材を新たに作成・配布し、指導方法の充実を図る。
- ・全国の大学等における先進的、効果的な取組事例を収集し、大学等へ情報を提供するなど、大学生等に対する薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実を図る。

3. 薬物乱用防止教育関連予算

(25,363千円)
平成26年度予算額 21,540千円

①大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成【21年度～】

大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成する。

【配布先】新入学生用として、大学、短期大学、専門学校等へ配布
【配布部数】140万部(新入学生相当数)

④児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成【17年度～】

児童生徒が自らの心と体を守ることができるようにするため、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について、総合的に解説する啓発教材を作成し配布する。

【配布先】全ての小学校5年生、中学校1年生、高校1年生等へ配布
【配布部数】小学校140万部 中学校130万部 高校120万部

②薬物乱用防止教室推進のための講習会の実施【11年度～】

中学校・高等学校における「薬物乱用防止教室」の推進を図るため、外部指導者を養成する講習会を開催する。

【実施方法】都道府県教育委員会で実施

⑤啓発活動の推進【11年～】

高校生からポスター・映像を募集し、優秀作品をポスターとして配布、高校野球、Jリーグ等の大型ディスプレイで放映する。

③シンポジウムの開催【11年度～】

教職員等を対象とした薬物乱用防止教育を推進するためのシンポジウムを開催する。

【実施方法】全国1ヶ所で実施